

重要

中商連オートオークション規約・運営規程は 平成21年1月1日より改正されます

現在の中商連オートオークション規約集は平成2年に作成され、追加・改正と条項ごとの改正で対応しておりましたが、昨今のインターネット等が主力となったオークションシステムに対応しきれていないなど、実態に沿っていない規約となっていたため、流通委員会への答申機関である流通対策専門部会による、度重なる審議の結果、流通委員会の了承を得、使用されていた文言等をはじめ、全体的な改正が平成20年5月29日の総会にて可決され、平成21年1月1日より施行されます。

《 主な改正ポイント 》

走行メーター交換車の出品申込書の記入方法が 現メーター表記から合算表記へ

企業系、メーカー系オークションでは、「メーター交換車」の走行距離記入欄への表示方法について、交換前と交換後を合算した走行距離数を「\$」マークを付して走行距離記入欄に記載する形式が主流となっています。また、JUオークション会場でも多くの会場がその合算表示を採用しています。しかし、改正前の中商連オートオークション規約では、走行距離記入欄に「\$」マークを付して走行距離計の示すキロ数（現メーター表記）を記入し、注意事項欄に交換前、交換後の走行距離数、交換を行った日付等の記載を条文化しておりました。

新規約集では、メーター交換車の申込書への記入方法について「合算表示」を条文化しております。

（運営規程第9条 出品申込書の記入 一部抜粋）

走行距離計を交換した自動車：

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある自動車は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載する。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は、3項②号の「改ざん車」として取り扱うものとする。

例えば・・・

走行距離計が30,000kmで故障し、20,000kmの中古メーターに交換し、出品時走行距離計が50,000kmを示している出品車の出品申込書の記入方法は？

- ・走行距離数記入欄には「\$」マークを付けて60,000kmと記入する。
- ・注意事項欄（備考欄）には「メーター交換車」と記入し、「交換を行った日付」、「交換前の走行距離数」、例題は中古メーターへの交換なので「交換時の中古メーター表示走行距離数」を記載する。

※条文にも示してあるとおり、認証・指定工場で交換されたことを証する書面があり、整備点検記録簿など客観的に証明できる書面があることが条件となります。

運営規程第20条 クレーム申立期間(一部抜粋)

走行距離計の改ざんが車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明した場合は、クレーム申立期間は1ヵ月となります。(改正前は、走行距離計改ざんのクレーム申立期間は6ヵ月とし、かつ、判明する原因で申立期間を分けていませんでした。)

運営規程第10条 出品自動車の評価基準(一部抜粋)

7点以上の評価基準を「S」点とし、修復歴車を「A」表記から「R」へと改正。